

資料 3 - 4 生活環境の保全に関する環境基準

(海域その 2)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
	自然環境保全 及び以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2 mg / l 以下	0.02 mg / l 以下
	水産 1 種 水浴 及び以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3 mg / l 以下	0.03 mg / l 以下
	水産 2 種 及びの欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6 mg / l 以下	0.05 mg / l 以下
	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg / l 以下	0.09 mg / l 以下

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
- 3 水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度